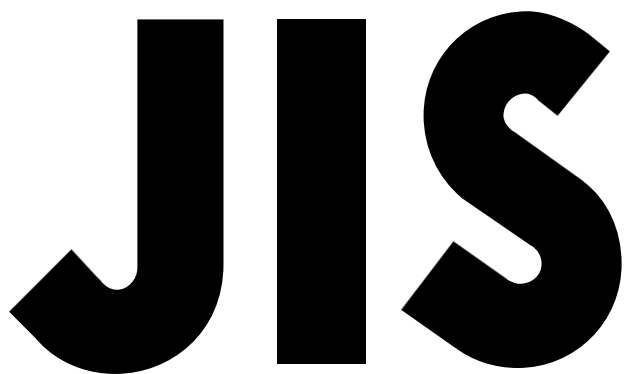




往復動内燃機関－要素及びシステム用語－
第 11 部：燃料装置

JIS B 0109-11：2019

(JICEF/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	楨 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：日本内燃機関連合会

(〒105-0004 東京都港区新橋 1-17-1 内田ビル TEL 03-6457-9789)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
3.1 燃料供給装置	2
3.2 気化器	2
3.3 燃料噴射装置	9
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	23
解 説	25
索 引	27

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本内燃機関連合会（JICEF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 0110:1999** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS B 0109 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 0109-1 第 1 部：機関構造及び外部カバー

JIS B 0109-2 第 2 部：主要運動部品

JIS B 0109-3 第 3 部：弁、カム及び駆動装置

JIS B 0109-4 第 4 部：過給及び吸排気装置

JIS B 0109-5 第 5 部：冷却装置

JIS B 0109-6 第 6 部：潤滑装置

JIS B 0109-7 第 7 部：調速装置

JIS B 0109-8 第 8 部：始動装置

JIS B 0109-9 第 9 部：制御及び監視装置

JIS B 0109-10 第 10 部：点火装置

JIS B 0109-11 第 11 部：燃料装置

JIS B 0109-12 第 12 部：排気浄化装置

往復動内燃機関—要素及びシステム用語—

第 11 部：燃料装置

Reciprocating internal combustion engines—Vocabulary of components and systems—Part 11: Fuel systems

序文

この規格は、2014 年に第 1 版として発行された **ISO 7967-11** を基とし、我が国の内燃機関の燃料装置に関する用語の使用実態と合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。

変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、往復動内燃機関において、一般に用いる要素及びシステム用語のうち、燃料装置に関する用語について規定する。

この規格では、燃料装置に関する用語を、次のように区分している。

- 燃料供給装置 (**3.1**)
- 気化器 (**3.2**)
- 燃料噴射装置 (**3.3**)

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 7967-11:2014, Reciprocating internal combustion engines—Vocabulary of components and systems
—Part 11: Fuel systems (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0108-1 往復動内燃機関—用語—第 1 部：機関設計及び運転用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS B 0108-1** によるほか、次による。

注記 用語の途中に丸括弧（ ）を付けてあるものは、紛らわしくない場合には、丸括弧内を省略してもよい。